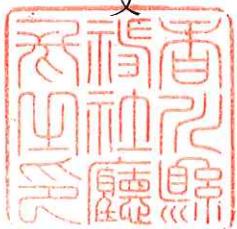




香神発第式七参考

令和元年十一月十二日

香川県神社庁 庁長 池田博文



金刀比羅宮 宮司 琴陵容世殿

代理人 弁護士 西山司朗殿

神社本庁宛、貴宮 令和元年十一月二十八日付御質問状について（回答）

貴宮からの御質問は、「幣帛料」に関する事であり、神社本庁から供進される「幣帛料」については、香川県神社庁が管内神社にお渡ししておりますので香川県神社庁よりご回答申し上げます。

香川県神社庁管内各神社への、神社本庁から供進される「幣帛料」については、毎年度、一月下旬から二月上旬に各支部を通して交付しております。

については、本年度も例年のとおり、令和二年の一月下旬から二月上旬に「幣帛料」の交付を予定しております。

また、本年度は「大嘗祭当日神社に於て行ふ祭祀」への「幣帛料」が神社本庁から特別に追加供進されますが、此方の「幣帛料」についても、令和二年の一月下旬から二月上旬に交付を予定しております。

貴宮への毎年の「幣帛料」につきましては、例外的に例祭月に交付しておりますが、本年度、特別に追加供進されます「幣帛料」については、香川県神社庁管内全ての神社と同様に、令和二年の一月下旬から二月上旬に交付を予定しておりますので御承知置き賜りたいと存じます

なお、貴宮への「幣帛料」につきましては、現在金五千円が交付されておりますが、本来この金額は、神社本庁への毎年の特別寄贈金が、金三十万円以上釀出されている神社にのみ供進される金額であり、特別寄贈金を釀出していない神社に対しては、原則、本務神社一社に付き、金壱千円が供進される金額である事を、念のため申し添えさせて頂きます。

以上